

## 令和元年第9回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和元年9月25日(水)

開会 午後 18時30分

閉会 午前 19時20分

2 会議場所 庄内町役場3階 議場

3 出席委員の席次番号及び氏名(17名)

2番 秋葉 俊一

3番 斎藤 克行

4番 日下部 耕平

5番 阿部 金一郎

6番 佐藤 恒子

7番 高橋 聡

8番 齋藤 敦

9番 太田 政士

10番 長南 統

11番 高橋 義夫

12番 小林 ひろみ

13番 佐藤 優人

14番 半澤 重幸

15番 佐藤 一

16番 五十嵐 晃

17番 和島 孝輝

18番 佐藤 繁

4 欠席委員の席次番号及び氏名(2名)

1番 齋藤 智幸

19番 若松 忠則

5 議長の委員席次番号及び氏名

18番 佐藤 繁 (第一会長職務代理者)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 富樫 薫

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

主任 佐藤 一視

農地農政専門員 清野 亮

農業経営改善相談員 高橋 茂規

農林課農林水産係主任 高橋 亨匡

7 会議に付した議案

報告第 16 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について	(10 件)
報告第 17 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(1 件)
議案第 31 号	庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について	(2 件)
議案第 32 号	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の規定に基づく設備整備計画に対する意見の決定について	(1 件)
議案第 33 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(1 件)

◎開 会 (午後 6 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和元年第 9 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	<p>本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。本日は、1 番 齋藤 智幸 委員、19 番 若松 忠則 委員 より欠席との報告を受けております。なお、議案第 31 号及び議案第 32 号の説明のため、農林課農林水産係の高橋主任と環境防災課新エネルギー係の佐藤主事を出席させます。</p> <p>次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「円滑化事業の統合一体化」、「農委広報風と大地第 29 号」、「農協広報 (9 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。</p> <p>それでは、令和元年第 8 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和元年第 8 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明)</p> <p>続いて、令和元年第 9 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和元年第 9 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)</p>
議長	<p>諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。</p> <p>無いようでございますので諸般の報告を終わります。</p> <p>ただ今の出席委員は 17 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。</p>
◎議事録署名委員の選出	
議長	<p>最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させてい</p>

	<p>たきます。5番 阿部 金一郎 委員、6番 佐藤 恒子 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>なお、書記には、事務局長を指名いたします。</p>
◎報告	報告第16号の上程、説明、質疑
議長	報告第16号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第16号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第16号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第16号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第17号の上程、説明、質疑
議長	報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第17号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第17号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第31号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第31号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第31号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、農林課農林水産係の高橋主任よりご説明申し上げます。
議長	高橋主任。
高橋主任	(議案第31号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、17番 和島 孝輝 委員より、現地調査報告をお願いします。
17番 和島	17番 和島です。 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての現地調査報告を行います。 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての案件



	認しています。道路に隣接している農地は、ほぼ今回編入されるものという事で認識をしているところです。
議長	ほかに質問、ご意見ございませんか。 4番 日下部 耕平 委員。
4番 日下部	4番 日下部です。 2番の案件で質問ですが、今回所有者と申請者が別の方であります。実際これは、息子夫婦であろうとは認識はできますが、こういう案件で所有者と申請者が違う場合に所有者がこの申請を知っているというのはどのように担保できるのでしょうか。
議長	高橋主任。
高橋主任	この除外案件につきましては、申請者は隣接地の土地所有者、それからその除外しようとする土地所有者の皆さんから同意をいただいて申請をいただいておりますので、同意があるものでご理解いただきたいと思います。
議長	4番 日下部 委員。
4番 日下部	ぜひ、説明の際に同意があったことを伝えていただければと思います。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第31号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、農用地区域への編入と除外については、適当とすることに決定いたします。 高橋主任、退席をお願いします。 ありがとうございました。
(農林課農林水産係 高橋主任 退席)	
◎議事 議案第32号の上程、説明、質疑、採決	
議長	議案第32号、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の規定に基づく設備整備計画に対する意見の決定について、を議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第32号の資料に基づき、議案を朗読) 今回の案件は、県から転用許可基準に照らして転用許可相当にあたるかどうかの視点での意見を求められたものです。 設備整備計画の詳細につきましては、環境防災課新エネルギー係の佐藤主事より、農地転用許可基準の判断につきましては、佐藤主任よりそれぞれ説明申し上げます。
議長	環境防災課新エネルギー係佐藤主事。
佐藤主事	(議案第32号の資料に基づき、内容を説明)
議長	佐藤主任。

佐藤主任	(議案第 32 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、17 番 和島 孝輝 委員より、現地調査報告をお願いします。
17 番 和島	17 番 和島です。 議案第 32 号の案件についての現地調査報告を行います。 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進に関する法律の規定に基づく設備整備計画の決定に対する意見の決定についての案件で、9 月 24 日に 18 番 佐藤 繁 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の 4 人で、現地調査を実施しました。 今回の案件は、風力発電設備設置に伴う、受変電設備の設置場所についてであり、近隣農地の日照・通風・農道等への影響など周辺の営農条件に関して、問題はないと判断してきましたので報告いたします。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 7 番 高橋 聡 委員。
7 番 高橋	7 番 高橋です。 ●●地区には何基か風力発電があるわけですが、それらに関しては集落よりも少し離れたところにあるようですが、今回建設を予定している申請地近隣にあります●●●集落からは音について、羽根が回るとうるさいという話しが聞こえてきました。それについては集落より同意を貰っているのか、また、●●の場合ですとかなり長い間、風力のデータを取っていたわけです。今回はそういったデータを取らずに即、建設でいいのか、そのへんについてお答え願えればと思います。
議長	佐藤主事。
佐藤主事	ただ今の質問にお答えさせていただきます。 風車の音についての周辺への説明ということですが、ブレードを回転する時に、風切り音であったり、発電機の音というのも当然ながらすることになります。ただ、騒音は距離によってだいぶ減衰しますので、そのあたりの計算を、環境アセスメントで騒音であるとか、風車の影ですとか、動植物とかのいろいろな調査をおこなう中で、風車の音についても現地調査をおこなったり、予測計算をおこなって、集落については問題ない数値だということで「環境影響評価書」というものを、事業者の方で作成いたしまして、それについての住民説明会も今年の 1 月に風力発電設備周辺 3 箇所の会場でおこなっております。また、変電所についても周辺の方々への説明を事業者よりおこなっていただいているので、風車の音に関してのご理解はいただいているものと考えております。 現地の風況調査についてですが、この●●●から●●●一帯のエリアというのは、県の方で風力発電のポテンシャルがある地域というものを公表いたしまして、そこで風力発電への風速が相当であると示された地域

	<p>でございます。その中の区域を選定いたしまして、三事業所を選定した後一年弱の風況調査をおこないまして、実際風況タワーを建て、観測しております。ですので、いきなり建ったというのではなく、風況調査そして、シミュレーションをしっかりとおこなったうえで、場所を吟味して建てるということになります。以上です。</p>
議長	はい、よろしいでしょうか。
7番 高橋	わかりました。
議長	ほかにございませんか。 3番 斎藤 克行 委員。
3番 斎藤	<p>3番 斎藤です。</p> <p>私も現在太陽光発電を導入しておりまして、太陽光発電の場合は、契約してから10年で買い取り終了となっておりますが、風力発電の場合はどうなのでしょう。また、電力会社の方から発電量と使用する電力が同じでないと停電してしまうと聞いておりますし、太陽光発電の場合は発電の方が多くなると買い取りの抑制が入ります。風力発電の場合は、これから20年間継続して収入があるのかどうかわかればお聞きしたいと思います。</p>
議長	佐藤主事。
佐藤主事	<p>まずは、固定価格買取制度について説明させていただきます。今回の事業につきましては、固定価格買取制度（FIT制度）の認定を受けているものでございます。買取価格というのは20年間継続するものでございます。今はFIT制度がありますが、実際これから建つと風車に関しては入札になりまして、安く入れたものがFIT制度の認定になり、移行されてくることとなります。今回の事業については、固定価格制度の適応期間ですので、議案集21ページの（4）に記載しておりますが、売電収入：約●●●●●●●●●●千円ということで見込んでおります。</p> <p>また、出力制御についてですが、現在九州地方の方では、九州電力の方より出力制限はかけられている話も聞きますが、今、東北電力管内において町の風車も含めまして出力制限がかかっているということはありません。ただ、今後再生可能エネルギーがこれから普及してくるということであれば、出力制限がかかってくる可能性もありますが、その際は、こちらからリモートで出力制限をおこない、受給のバランスが崩れるような場合には、発電量を抑制しまして、調整を図るというようなことになってこようかと思っております。ただ、現実には出力制限をかけられることも風車に関しては、風が強い時になり、常にフル出力で回っているわけではないので、そのあたりの調整については、トータルの売電収入の見込額からしてはそんなに大きくないものだろうと考えております。以上です。</p>
議長	よろしいでしょうか。
3番 高橋	わかりました。
議長	ほかにございませんか。 5番 阿部 金一郎 委員。
5番 阿部	5番 阿部です。

	<p>農林漁業の健全な発展に資する取組ということで、庄内町の農林漁業の活性化に寄与する目的で●●●万円を●●年間、町へ寄付する、こういう取組がないとこういう申請も出来ないかとは思いますが、図らずも今月の議案に、東部地区の基盤整備事業ということで農用地の編入案件が、たまたま同じ地域が同月で上がっております。今回の風車の建設に関しては東興野ということで東部地域に該当しますので、東部地域の農業者の活性化にこの●●●万円をなるべく使えるように1年、2年とそういった形でこの地域にお金がおりにように今後検討していただきたいと思います。そうでないと、この●●●万円が庄内町の農林業全部に薄まってしまいますので、なるべく東部地域で使えるようにしていただきたく、意見を述べさせていただきます。</p>
議長	佐藤主事。
佐藤主事	<p>地域貢献につきましては、おっしゃるとおりかと思えます。こちら一事業所あたり年間●●●万円、三事業合わせると年間●●●●万円を、毎年町の方に寄付していただくこととなります。こちらの使い道につきましては、林道沿いに建つものですから、林道整備の方には充てていきたいと考えております。ただ、全て使うわけではございません。その使い道につきましては、地元地域を優先していくことを考えまして、今後農林課とともに考えていきたいと思えます。以上です。</p>
議長	よろしいでしょうか。
5番 阿部	わかりました。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第32号、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の規定に基づく設備整備計画に対する意見の決定について、同意相当の意見を、県知事に回答することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、同意相当の意見を、県知事に回答とすることに決定しました。</p> <p>佐藤主事、ありがとうございました。</p>
(環境防災課新エネルギー係 佐藤主事 退席)	
◎議事 議案第33号の上程、説明、質疑、採決	
議長	<p>議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第33号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、清野専門員よりご説明申し上げます。</p>
議長	清野専門員。

清野専門員	(議案第 33 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、17 番 和島 孝輝 委員より、現地調査報告をお願いします。
17 番 和島	17 番 和島です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 3 条の規定による所有権移転の案件ですが、9 月 24 日に 18 番 佐藤 繁 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の 4 人で、現地調査を実施しました。 今回の案件については、農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
議長	これをもちまして、令和元年第 9 回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉 会	(午後 19 時 20 分)

令和 年 月 日

上記は、令和元年第9回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第9回庄内町農業委員会総会

議長 (席次番号及び氏名)

18番

議事録署名委員 (席次番号及び氏名)

5番

6番

書記